

町民各界の声

悔を千載に残すな

漁業松高源蔵

私は長洲町に是非有明製鉄工場を誘致したいとの一念で、本町の町長になって来た訳です。第一の漁港だつた訳です。大小、長洲は有明海沿岸に於ける非常に盛んでございました。

保市と軍港を争つた歴史もある鴨緑江のところまで出かけ、

第一の少し前には現在の佐世

漁師の人達も朝鮮や満洲さかい

非常に盛んでございました。

又その少し前には現在の佐世

漁港を誘致するためには、先

に包まれたるが如く、漁民の動

静には、県下数

百万人の注視の

的となつてお

ります。

今日、私達の急ごうではありませんか、

一舉一動にも神

経の消耗を感じます。

今日は、子孫の為、郷土発展を思

りました。組合員総意の話しあい無条件誘致も然り、潛在する

有明洋上遙に万歳を。

私は長洲町長古閑二夫

（古閑町長）



長洲町長 古 閑 二 夫

舉町一致で推進

漁業補償の円満解決を



発行者人 副昌男社
末田野幸一新
編集人 長藤林浦玉
印刷所

漁業補償の早

期解決を

工場を誘致するためには、先

づ漁業補償問題の解決が先決で

なければなりません。

そこで今年の正月から八月迄

長洲町の漁業組合と、県の関係

者の間において、漁業補償の話

し合が始められ、交渉が続けら

れて来たわけであります。

然しこそはなかなか困難をき

わめ、途中に於て決裂、破談か

して、交渉の続行をして貰つた

ところが、ここに突然有明海

の海底に数千万屯の砂鉄が埋蔵

されています。

それで、そうこう風で、その時

長洲の人口は戸数、二〇〇戸

人口約八、〇〇〇名といつて、

熊本県でも八代かどとかに次

で、四、五番目位になつていた

ところが、ここに突然有明海

の開発して、ここに工場が立つた

れば長洲の将来は期して待つべ

きものがあると思います。

今日の長洲町の姿だと思います。

ところが、ここに突然有明海

の海底に数千万屯の砂鉄が埋蔵

されています。

それで、そうこう風で、その時

長洲の人口は戸数、二〇〇戸

人口約八、〇〇〇名といつて、

熊本県でも八代かどとかに次

で、四、五番目位になつていた

ところが、ここに突然有明海

の開発して、ここに工場が立つた

れば長洲の将来は期して待つべ

きものがあると思います。

今日の長洲町の姿だと思います。

ところが、ここに突然有明海

の海底に数千万屯の砂鉄が埋蔵

されています。

それで、そうこう風で、その時

長洲の人口は戸数、二〇〇戸

人口約八、〇〇〇名といつて、

熊本県でも八代かどとかに次

で、四、五番目位になつていた

ところが、ここに突然有明海

の開発して、ここに工場が立つた

れば長洲の将来は期して待つべ

きものがあると思います。

今日の長洲町の姿だと思います。

ところが、ここに突然有明海

の海底に数千万屯の砂鉄が埋蔵

されています。

それで、そうこう風で、その時

長洲の人口は戸数、二〇〇戸

人口約八、〇〇〇名といつて、

熊本県でも八代かどとかに次

で、四、五番目位になつていた

ところが、ここに突然有明海

の開発して、ここに工場が立つた

れば長洲の将来は期して待つべ

きものがあると思います。

今日の長洲町の姿だと思います。

ところが、ここに突然有明海

の海底に数千万屯の砂鉄が埋蔵

されています。

それで、そうこう風で、その時

長洲の人口は戸数、二〇〇戸

人口約八、〇〇〇名といつて、

熊本県でも八代かどとかに次

で、四、五番目位になつていた

ところが、ここに突然有明海

の海底に数千万屯の砂鉄が埋蔵

されています。

それで、そうこう風で、その時

長洲の人口は戸数、二〇〇戸

人口約八、〇〇〇名といつて、

熊本県でも八代かどとかに次

漁業補償金の賦課について

有明臨工造成の最大の問題点交渉の円満妥結が待たれておりある漁業補償も、長洲漁協交涉委員、同対策委員、それに町のあつせん委員の方々の努力によって、いよいよ具体化し、本町百年の趨勢を左右するその見解を述べ、関係各位の御賛成により、税務担当の立場から、そ

権の消滅に関する補償であり、に對しては、町としてはこれら、交渉の円満妥結されますが、現在、巷間取沙汰されております、補償金に課せられる税金（所得税町県民税）について、税務担当の立場から、そ

ておりま

す。

れば左のようになる。

その上、租税特別措置法の適

用を受ければ、補償金で以後転

用に区分され、その算式を示め

得に区分され、その算式を示め

業するため、代替資産を取得し

た代価等も控除の対象となるば

れば左のようになる。

その上、租税特別措置法の適

用を受ければ、補償金で以後転

用に区分され、その算式を示め

業するため、代替資産を取得し

た代価等も控除の対象となるば

れば左のようになる。

その上、租税特別措置法の適

用を受ければ、補償金で以後転

用に区分され、その算式を示め